

北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約

(名称)

第1条 本会は、北設楽郡公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び網形成計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を北設楽郡設楽町田口字辻前14番地に置く。

(事業)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に基づく事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (5) 町村及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が行う有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者から35名以内で組織する。

- (1) 設楽町長、東栄町長及び豊根村長
- (2) 学識経験者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (5) 国及び愛知県における関係行政機関の職員
- (6) 東海旅客鉄道株式会社の職員
- (7) その他会長が必要と認める者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、3町村長をもって充てる。
 - 3 監事は、委員の中から会議において選任する。
 - 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 協議会の会計を監査する。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを会議に報告する。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、会議の招集を会長に要請することができる。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の招集は、その開催前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。
- 3 会議にあたり、関係者から求められた場合は、議事内容について、事前に書面で協議するものとする。
- 4 会議に座長を置き、会議の議長となる。
- 5 座長は、会長が委員の中から指名する。
- 6 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名された委員が議長にあたる。
- 7 会議は、委員（ただし、住民又は利用者の代表は各町村1名とする。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 やむを得ないと会長が判断したときは、書面により会議を開催することができる。
- 9 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。また代理の者の出席もできない場合には、あらかじめ通知された事項につき、書面をもつ

て議決権を行使することができる。

- 10 協議会の議決は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては、出席した委員の4分の3をもって決することとする。
- 11 会議は、公開することを原則とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 12 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 13 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第11条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び氏名並びに第9条第9項により当該会議に出席したとみなされた者の数及び氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、事務所に備え付けなければならない。

(分科会)

- 第12条 第4条各号に掲げる事項のうち、3町村それぞれの地域内に関する事項について協議又は調整を行うため、分科会を設置する。
- 2 分科会の委員は、会長が指名する。
 - 3 分科会での協議又は調整の過程及び結果については、会議に諮るものとする。
 - 4 分科会について必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

- 第13条 協議会に、北設楽郡内の地域交通に関する事項について調整を行うため、幹事会を設置する。
- 2 幹事会の委員は、会長が指名する。
 - 3 幹事会について必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会は、運営に関する事務を行うため、事務局を設楽町生活課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第15条 協議会は、事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(経費の負担)

第16条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算、決算及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第18条 委員等の報償及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の清算)

第19条 協議会が解散した場合には、会長であったものが、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の分配その他の清算を行う。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定にかかわらず設立年度の委員の任期は、設立した日から平成24年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。